

東北大学東北メディカル・メガバンク機構日本橋分室日本橋共用端末室利用規約

2020/7/8

1. 趣旨

本利用規約は、東北大学東北メディカル・メガバンク機構日本橋分室(以下、単に「日本橋分室」と略記する。)における日本橋共用端末室の利用規約を定める。

2. 設備

日本橋分室の有する日本橋共用端末室(以下、「日本橋共用端末室」と略記する。)は、以下の設備を整えている。

共用端末台数：3 台

3. 管理

日本橋共用端末室及び設置されている共用端末に関しては、日本橋分室がその管理を行う。

4. 利用者の資格

日本橋共用端末室を利用できる者は、以下の条件をすべて満たす者のみとする。ただし、日本橋共用端末室の見学のみを希望する場合、当該者はエリア管理責任者の許可を得て見学することができる。

- ・スーパーコンピュータまたはシンクライアントのアカウントを所有していること
- ・日本橋共用端末室利用登録申請を行い、承認されていること

5. 日本橋共用端末室の利用に関して

- ・日本橋共用端末の利用は1台/人とし、どの端末を利用するのかについては日本橋分室担当者からの指示に従うものとする。同じ研究機関又は企業に所属するものが複数人で同時期に日本橋共用端末室を利用する場合は当該端末室を貸切(3台利用)で利用するものとする。
- ・日本橋共用端末室内での携帯電話、デジタルカメラ、カメラ付きタブレット端末等を撮影の目的に使用しないこと。各自で荷物に収めて管理すること。
- ・日本橋共用端末室の利用にあたっては、予約申込みすること。
- ・日本橋共用端末室へは利用許可されている者以外を入室させないこと。
- ・日本橋共用端末へログインしたまま、離席しないこと。
- ・日本橋共用端末に不具合がある場合は、日本橋分室に速やかに連絡すること。
- ・マニュアル等の日本橋共用端末室内に常備している備品を無断で持ちださないこと。
- ・日本橋共用端末の利用を終了する際には、その電源を切断すること。
- ・日本橋共用端末を最後に退出する際には、照明やエアコンの電源を切断すること。
- ・日本橋共用端末室の運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- ・規約に違反した者、または他人の利用を妨害する行為を行った者は、日本橋共用端末室の利用資格を取り消される場合がある。

6. 利用時間帯

日本橋共用端末室は規定の時間帯で利用可能とする。ただし、メンテナンス等管理上の都合で、予告なく利用時間を制限することがある。

7. 経費の負担

日本橋分室共用端末室の利用者は、利用にあたって規定の利用料を負担しなければならない。